

改正案

現行

(車枠及び車体)
第十五条 (略)
2~10 (略)

(車枠及び車体)
第十五条 (略)
2~10 (略)

11 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十二條第九項中「協定期則第九十四号の技術的な要件(協定期則第九十四号改訂版の補足第三改訂版の技術的な要件(規則5・及び6・に限る。))をいう。以下同じ。」及び第百條第十項中「協定期則第九十四号の技術的な要件」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十九年国土交通省告示第 号)による改正前の別添百四「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替えるものとする。

(前部潜り込み防止装置)

第十七條の二 平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十八條の二第五項及び第六項の規定並びに細目告示第二十四條の二、第百二條の二及び第百八十條の二の規定は、適用しない。

(乗車装置)

第十八條 (略)

(乗車装置)

第十八條 (略)

3 平成十九年三月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第二十六條第一項第二号の規定にかかわらず、座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線において、その前端から二百ミリメートルの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、運転者席及びこれと並列の座席にあつては八百ミリメートル以上であればよい。ただし、着席時にその長さが八百五十ミリメートル以上ある場合においては、この限りでない。

(窓ガラス)

第二十六條 (略)

一~二 (略)

三 (略)

イ~ニ (略)

ホ 道路交通法第六十三條第四項の標章

へ~ヌ (略)

2~3 (略)

(窓ガラス)

第二十六條 (略)

一~二 (略)

三 (略)

イ~ニ (略)

ホ 道路交通法第五十一條第三項又は第六十三條第四項の標章

へ~ヌ (略)

2~3 (略)

(大型後部反射器)

第四十一条の二 平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二・四・一九・及び同別添五十三・五・一四・並びに協定規則第七十号の技術的な要件(協定規則第七十号改訂版の補足第五改訂版の技術的な要件(規則六・及び七・に限る。))をいう。の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十九年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二・四・一九・及び同別添五十三・五・一四・並びに同別添六十九の規定に適合するものであればよい。

2 平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第三百三十三条第一項及び第二百一十一条第一項の規定にかかわらず、大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第三十八条の二第二項の告示で定める基準は、次に適合するものであればよい。この場合において、大型後部反射器の反射部の取扱いは、細目告示別添九十四「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第二章第二節及び同章第三節関係)」によるものとする。

一 大型後部反射器は、反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが百三十三ミリメートル以上の長方形であること。

二 大型後部反射器の反射部の面積(二以上の大型後部反射器を備える場合はその和)は、八百平方センチメートル以上であること。

三 大型後部反射器の蛍光部の面積(二以上の大型後部反射器を備える場合はその和)は、四百平方センチメートル以上であること。

四 大型後部反射器は、夜間においてその後方百五十メートルの位置から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を当該照射位置から確認できるものであること。

五 大型後部反射器は、昼間においてその後方百五十メートルの位置からその蛍光を確認できるものであること。

六 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。

七 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。

八 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

3 平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第三百三十三条第三項及び第二百一十一条第三項の規定にかかわらず、大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第三十八条の二第三項の告示で定める基準は、次に適合するものであればよい。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添九十四「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第二章第二節及び同章第三節関係)」によるものとする。

一 大型後部反射器の数は、四個以下であること。

二 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上一・五メートル以下となるように取り付けること。

三 大型後部反射器(後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。)は、車両

中心面線上の鉛直面に対して対称に取り付けること。

四 大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けること。

五 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等第二項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

(再帰反射材)

第四十一条の三 (略)

2 平成十九年七月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添百五五

及び77の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十九年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示別添百五五の規定に適合するものであればよい。

3 5 (略)

(再帰反射材)

第四十一条の二 (略)

2 4 (略)